

## 就学支援金を申請する方へ

令和6年7月から令和7年6月までの授業料に関する手続き

### 就学支援金 収入状況届出(受給資格認定申請)について(オンライン申請)

就学支援金とは、高校の授業料を国が生徒に代わって負担する制度です。収入状況届出書(受給資格認定申請書)を提出され、認定となった方は、**令和6年7月から令和7年6月までの授業料が無償となります。返済の必要はありません。**(今年度卒業予定の方については、令和6年7月から令和7年3月までの授業料です。)

就学支援金の申請は「**高等学校等就学支援金オンライン申請システム**」(以下、「システム」といいます。)からの**オンラインでの申請**となります。システムを利用するには、入学時に配付いたしました「ログインID 通知書」が必要となります。

オンラインでの申請方法につきましては、「高等学校等就学支援金オンライン申請マニュアル」をご確認ください。マニュアルは7月1日(月)以降、大阪府HPよりダウンロードできます。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/online.html>)

**申請方法の詳細は、別添「高等学校等就学支援金 令和6年7月について」をご確認ください。書類の提出が必要な場合は、学校の定める期限までに提出してください。**

**なお、インターネット環境をお持ちでない場合は、紙による申請も可能ですので学校事務室にご連絡ください。**

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税(0円)の世帯や、生活保護受給世帯の生徒は、**別途申請を行うことにより、「奨学のための給付金」制度の支給対象となります。**「奨学のための給付金」の申請書類についても、学校の定める期限までにご提出ください。

**★審査結果については、両制度ともに年内に学校を通じてお知らせする予定です。**

#### 【高等学校等就学支援金制度の対象となる要件】

保護者等の令和6年度の「課税標準額(課税所得額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額(政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)」で計算される算定基準額が **304,200 円未満**であることが要件です。父母ともに所得がある場合には、父母の合計額で判定します。

ただし、支給期間は全日制で36月、定時制及び通信制で48月の制限があります。期間の計算では、国立・公立・私立を問わず、高等学校等の在学期間を通算します。

**注意!**

**申請書を期限までに提出しなかった場合や、審査の結果要件に該当しなかった場合は、授業料をご負担いただくことになります。**

#### 【必ずお読みください】

- ・申請にあたっては、別紙の記入上の注意及び留意事項をよく読んでから記入してください。
- ・所得の確認対象となる保護者等は、原則として「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- ・税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格の認定申請を行ってください。

## 提出書類について

今回の申請書では、保護者等全員について、**令和6年度**の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）」で計算される算定基準額（令和5年の収入に基づく金額）を証明する必要があります。別添「**高等学校等就学支援金 令和6年7月申請について**」をご確認の上、e-Shien システムでの入力を行ってください。

### 【ご注意ください！】

今回の申請では、**令和5年1月～12月の収入に基づく税情報**が必要となります。  
税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。  
結果の通知が遅れる原因にもなりますので、**必ず税の申告を行うようお願いいたします。**

## 保護者等について

マイナンバーカード等をご提出いただく「保護者等」とは、原則として「親権者」である父母です。

- 離婚・死別などの場合は、父母のいずれかのうち親権を持たれる方のマイナンバーカード等が必要です。
  - 再婚の場合でも、養子縁組をされない限り、親権を持たれる方はお一方のみになります。（実親同士の再婚を除く）
  - 未成年後見人は、家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限りです。
  - 親権者や未成年後見人がおらず、主たる生計維持者がいる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写し等が必要となります。
  - 生徒が成人している場合（※）や生徒本人の収入で生活している場合は、生徒本人のマイナンバー等が必要です。（生徒に住民税が課税されるだけの所得がない場合は不要）
- ※ 入学時は未成年で、在学中に成人を迎えた生徒については、保護者等の状況や生計維持者の実態に変化がない場合に限り、成年年齢に達する日以前の保護者であった方を「主たる生計維持者」といたします。

### 【学校からのお知らせ】

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shienシステム）への入力は、

7月16日（火）までに完了してください。